

千葉みなとフリーマーケット 出店規約

本規約と出店条件を確認し了解のうえ参加頂ける方のみ、出店を受付けさせて頂きます。

1 出店について

- (1) 出店当日は事前に、送付している出店のお知らせを必ずご提示して下さい。
- (2) 開催当日は原則として申込者が参加することを条件とします。なお、必要に応じて身分証明証の提示をお願いする場合があります。（未成年の場合は保護者の承諾が必要）
- (3) 出店位置は、当日受付にてスタッフが区画指定します。なお、複数ブースをお申込みの場合、連続した出店位置となります。
- (4) 会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- (5) 手荷物出店の場合、会場内に車両を乗り入れての搬入出はできません。また会場周辺道路に駐停車しての搬入出もできません。必ず駐車場に駐車後、手運びして下さい。
- (6) 車両出店の場合、搬入車両は1区画に付き1台です。
- (7) 車両出店の場合、指定時間以外車両の乗り入れ、途中退場は原則できません。
- (8) 搬入時間に遅れた場合、出店できない場合があります。
- (9) 高額と思われる物品や保証の無い家電品・精密機器などには、十分な説明を行い後日連絡先や領収証を発行して下さい。
- (10) 当日の気象状況が急変する場合の対策は、必要に応じ出店者で行って下さい。
- (11) 自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは自宅で処分して下さい。放置や帰路途中での投棄は厳禁です。
- (12) 当社の指示に従わず会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担において原状回復して頂きます。
- (13) 会場での物品・金銭のやり取り、事故（人身・物損）などの対応は当事者間の責任において行って下さい。また、盗難や万引きなどの弁済責任、事故等の賠償責任を当社は負いませんので、物品・金銭の管理及び安全管理は出店者の責任において行って下さい。当社では、特別な場合を除き、前記トラブルについて関与しません。
- (14) 会場では、スタッフ、警備員の指示には従うようにして下さい。
- (15) 当社の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は、退場して頂く場合があります。その様な場合や規約違反等での退場の際は出店料の払い戻しはしません。また今後の出店をお断りすることがあります。

2 禁止事項

- (1) 社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。

- (2) 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、動物、飲食品全般（ペットフードは可）、医薬品、タバコ等の嗜好品、酒類の場内への持ち込み及び販売。自転車、携帯電話、PC モバイル系等、別途契約事項が生じる物の販売、掛け売り行為など。
- ※上記以外でも、当日スタッフの判断により、商品をしまって頂く場合があります。
- (3) お客様に触れて行う施術行為、マッサージ全般（免許や資格がある方であっても禁止）
- (4) チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容等での出店。（当社が認めた場合を除く）
- (5) 当社が不適当と判断したものの販売、行為。
- (6) 開催時間前の物品・金銭のやり取り。また会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。
- (7) 区画のはみ出し及び強引な販売行為。

3 中止について

- (1) 気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日会場にて当社が行います。また、開催決定後も気象状況の急変によりやむを得えず開催を中止する場合があります。
- (2) 中止決定後に天候が回復した場合でも、開催はしません。また、開催途中に中止した場合も再開はしません。
- (3) 当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて待機頂く場合があります。

4 諸注意

- (1) 開催日は、諸事情により変更になることがあります。
- (2) 出店及び開催が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害（営業上の利益の損失や損害を含む）について、当社では一切責任を負いません。
- (3) 出店料のお支払い後のキャンセル・変更はできません。
- (4) 本規約に違反するなど、問題があった場合、当社の判断で今後の出店をお断りする場合があります。
- (5) 出店申込は、一開催につき同一内容、一回限りの申込となります。
- (6) 本規約の内容は、予告なく変更される場合があります。最新の情報は隨時 WEB サイト等でご確認ください。

※1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日の出店から施行する。

※2 規約 2 第 2 項の改訂は、令和 2 年 4 月 1 日の出店から施行する。

※3 規約 3 は、令和 2 年 4 月 1 日の出店から施行する。